

高知県電気自動車等導入促進事業費補助金

【募集要領】

令和8年7月制定

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 目的

この要領は、高知県電気自動車等導入促進事業費補助金交付要綱第14条に基づき、電気自動車等導入促進事業を同補助金事務局に事務を委託して実施することに関し必要な事項を定めるものです。

2. 予算額

2億5,400万円（国）254,000千円

※国費財源としては、内閣府が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

3. 募集期間

令和9年1月31日（日）まで（必着）とします。

※国補助金の交付申請を行っている必要があります。

※募集開始日から先着順で受け付け、審査します。

※期限よりも前に申請書類の提出があった場合でも、必要書類の不足等の不備があり、その不備が期限内に解消されない場合、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。

※募集期間内であっても、予算額に達したときは、募集を終了することがあります。

4. 補助対象となる事業

国補助金制度と連携し、「6. 補助対象車両」の要件に適合する電気自動車等を導入（リース契約による使用を含む。）をするもの

5. 補助対象者

補助の対象となる事業を実施する個人、個人事業主、法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。）であって、以下のすべての要件に適合する者としてします。

- （1） 県内に住所、事務所又は事業所を有すること。
- （2） 全ての県税及び県に対する税外未収金債務の未納がないこと。
- （3） 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

※政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織（宗教法人など）は補助対象となりません。

6. 補助対象車両

以下のすべての要件に適合する事業とします。ただし、（3）及び（4）については、どちらかを満たすものとしてします。

- （1） 国補助金の対象車両であり、国補助金交付申請を行っていること。
- （2） 令和8年4月1日以降に初度登録（新車新規登録）された車両で、製造事業者の新車保証が付いているものであること。
- （3） 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が高知県内にあること。
ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が高知県内にあること。
- （4） 標識交付証明書に記載された「定置場」及び「所有者の住所」又は「納税義務者の住所」が高知県内であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が高知県内にあること。

※標識交付証明書に「定置場」の記載がない場合は、標識交付証明書の発行者が高知県内の市町村長であること。

※標識交付証明書が発行されておらず、国補助金の交付申請書に軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書を提出した場合は、その書類に記載された内容が上記を満たすものであること。

(5) 高知県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から高知県内の営業所等で購入等をした車両であること。

(6) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であること。

(7) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗車等）に使用する車両ではないこと。

(8) 補助対象者の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。

(9) リースの場合は、リース車両の使用者が申請者となり、補助金はリース車両の使用者に交付される。その場合、リース期間は処分制限期間以上であること。

(10) 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが完了していること、又は、全額支払いの手続きが完了していること（注）。ただし、手形を除く。

（注）「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることをいう。

7. 補助金の額

種類	補助金額
EV（普通車のことを指す）	20万円
軽EV	30万円
PHV	20万円
FCV	100万円
EVバイク等 （超小型モビリティ、ミニカー及び 側車付二輪車・原動機付自転車）	7万円

※「車両本体の購入価格（税抜）」から「国補助金の金額」を差し引いた額が上記（1）から（5）までの「補助金の額」未滿となる場合は、その額を限度とする。

※車両本体の購入価格は、値引（下取りも含む。）後の金額とする。

※リース契約で導入する場合は、契約書類における「車体の本体価格（税抜）」を用いる。

8. 交付申請書及び請求書の提出

高知県電気自動車等導入促進事業費補助金交付申請書及び請求書と必要書類（「10.提出書類」のとおりに）について、下記のキャンペーン特設サイトからオンライン申請によりご提出ください。

【キャンペーン特設サイトURL】 <https://ev-kochi.com/>

※ オンライン申請が難しい場合は、下記の事務局の住所に書類一式を郵送してください。

【提出・問合せ先】

高知県電気自動車等導入促進事業費補助金事務局（通称：高知県EV等補助金事務局）

〒780-0053 高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階

電話：088-861-3301 ファックス：088-861-3303

9. 事務局における修正対応について

提出された申請書類等については、記載内容の確認を行った結果、必要に応じて事務局において軽微な修正（誤字・脱字、表記の統一等）を行うこととします。

また、申請内容に影響を及ぼす修正が必要な場合等には、申請者へ申請内容を確認したうえで対応するものとします。

申請者の申請書類等の提出をもって、上記対応を了承したものとします。

10. 提出書類

（○：要提出、－：提出不要、△：該当する場合のみ）

番号	必要書類	備考	購入の場合		リースの場合	
			法人	個人	リース契約者	
					法人	個人
1	交付申請（実績報告）書	第1号様式	○	○	○	○
2	誓約書兼同意書	自署必須	○	○	○	○
3	補助金交付請求書	第2号様式	○	○	○	○
4	国補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）	※詳細はP.5～6参照	○	○	○	○
5	国補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（写し）又は国補助金の交付申請の状況がわかる書類（Web画面のスクリーンショット等）		○	○	○	○
6	運転免許証、住民票（個人番号の記載のないもの）、印鑑登録証明書、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれか（写し）	・氏名・現住所・生年月日が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーカードは表面のみ（裏面はマイナンバー表示があるため、提出は不可とする。）	－	○	－	○
7	商業登記簿の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」の写し	発行から3ヶ月以内のもの	○	－	○	－
8	法人県民税納税証明書、法人設立・設置届出書又は公共料金領収書の写し	・「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に申請者の支店等が登録がない場合に必要。 ・公共料金の領収書を提出する場合は直近のものを提出すること。	△	－	△	－

番 号	必要書類	備考	購入の場合		リースの場合	
			法人	個人	リース契約者	
					法人	個人
9 (注)	県税事務所で発行する全税目（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税証明書、県税完納情報の提供にかかる同意書（※）又は県税の納税義務がない旨の申立書	・法人のうち、支店又は営業所は県税完納情報の提供に係る同意書の提出は不可 ・（※）県税完納情報の提供に係る同意書は税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式	○	○	○	○
10	法人代表者のマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等のいずれか（写し）	・県税完納情報の提供にかかる同意書を提出する場合に必要 ・マイナンバーカードは表面のみ（裏面はマイナンバー表示があるため、提出は不可とする。）	△	－	△	－
11	振込先を確認する書類（写し）	・国補助金と別口座への振込を希望する場合に必要 ・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、フリガナが確認できる書類であれば、通帳以外の書類（キャッシュカード、Web画面のスクリーンショット等）でも可 ・口座名義人は申請者と同じであること	△	△	△	△
12	その他知事が必要があると認める書類	必要に応じて提出をお願いする場合がある。	△	△	△	△

(注) 県税完納情報の提供にかかる同意書に係る補足

申請書類が受付（不備等が補正）されてから、県の税務課へ照会することとなりますので、他の証明書に比べて1～2ヶ月程度長く審査期間が必要となります。

お急ぎの方は納税証明書等をご提出ください。

【参考】国補助金（CEV補助金）の交付申請書及び添付書類一式の一覧

番号	必要書類	備考	購入の場合		リースの場合	
			法人	個人	リース契約者	
					法人	個人
1	交付申請書		○	○	○	○
2	運転免許証、印鑑登録証明書、住民票（個人番号の記載のないもの）、マイナンバーカード（表面のみ）（いずれか1つ、写し）	・氏名・現住所・生年月日が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーカードは表面のみ（裏面はマイナンバー表示があるため、提出は不可とする。）	－	○	－	○
3	商業登記簿の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」（いずれか1つ、写し）	発行から3ヶ月以内のもの	○	－	○	－
4	センター指定の「役員名簿」（様式8）		○	－	○	－
5	委任状（様式14）	登記されている支社・支店からの申請で代表権を持っていない場合に必要	△	－	△	－
6	電子車検証と自動車検査証記録事項又は標識交付証明書（いずれも写し）	標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書	○	○	○	○
7	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書（様式15）	申請車両の使用者が役員又は従業員等の場合に必要	△	－	△	－
8	在職証明書（様式17）	申請車両の使用者が役員又は従業員等の場合、かつ使用者が商業登記簿の「現在事項全部証明書」に記載のある役員ではない場合に必要	△	－	△	－
9	従業員等の確認書類（「運転免許証」等、写し）	申請車両の使用者が役員又は従業員等の場合、かつ使用者が商業登記簿の「現在事項全部証明書」に記載のある役員ではない場合に必要	△	－	△	－
10	従業員等の給与所得の「源泉徴収票」（写し）	申請車両の使用者が役員又は従業員等の場合、かつ使用者が商業登記簿の「現在事項全部証明書」に記載のある役員ではない場合に必要	△	－	△	－

番号	必要書類	備考	購入の場合		リースの場合	
			法人	個人	リース契約者	
					法人	個人
11	注文書、請求書、売買契約書 (いずれか1つ、写し)	車名・グレード及び購入価格が確認 できる書類	○	○	—	—
12	領収証、振込依頼書(写し)	車両代金の支払いが確認できる書 類	○	○	—	—
13	ローン、クレジット、保証、割 賦等の契約書(いずれか1つ、 写し)	所有権留保付き購入の場合に必要。 所有権留保の場合は、領収書の添付 があっても、必ずクレジット(ロー ン)契約書が必要です。	△	△	—	—
14	「下取車在庫証明書」(様式 4)	下取車がある場合に必要	△	△	—	—
15	通帳、キャッシュカード、Web 画面のスクリーンショット等 (いずれか1つ、写し)	振込先が確認できる書類	○	○	○	○
16	メーカー又はメーカーの委託 を受けた輸入事業者の確認書	型式が「不明」の車両の場合に必要	△	△	△	△
17	リース契約書(賃貸借契約書) (写し)		—	—	○	○
18	借受書等の必要項目が確認で きる別途発行の付属書類	リース契約書に必要項目の明記が ない場合に必要	—	—	△	△
19	誓約書(様式 19)	車検証の発行されない車両をレン タカーとして貸渡す場合	△	—	△	—

11. 処分の制限

(1) 処分制限期間

	財産の種類	区分	処分制限期間
自家用車両（※1）	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	4年
	車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、小型自動車のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）（※3）	4年
	側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
	ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
貸自動車業用車両（※2）	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
		総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車、積載量2トン以下のもの	3年
	車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、小型自動車のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）（※3）	3年
	側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年

	ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
	原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない

※3 超小型モビリティは軽自動車の処分制限期間を適用する

(2) 財産処分に係る承認申請

上記の処分制限期間内に補助対象車両を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、リース契約を解約し、又は担保に供する場合は、事前に財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受ける必要があります。その際、県は補助金の返還を求めていることがあります。

12. 補助金申請から交付まで流れ（イメージ図）

